

# 令和7年度 花巻市奨学生募集要項

花巻市では、花巻市奨学資金貸与条例に基づき、向学心に燃える優秀な学生であり、かつ経済的事由により修学困難な方に対し、奨学金を無利子で貸与します。

## 1 申請資格

次の要件をすべて満たしている方が申請できます。

- (1) 保護者が花巻市に住所を有している方または花巻市内の児童養護施設に入所している方
- (2) 令和7年4月に高等学校以上の学校に進学または在学する方
- (3) 品行方正で学業優良であり、かつ経済的事由により修学困難な方

※国外の学校に進学等の理由により、進学時期が令和7年4月以降となる方も申請できます

※成績要件は平成28年度より廃止しております

※住宅建築その他借入金返済のため修学困難であることは該当しません

※当市の奨学金は、(独)日本学生支援機構等の育英制度と重複して借用することができます

ただし(財)伊藤育英会については、重複借用はできません

## 2 募集人数、貸与額

	区分	募集人数	貸与額
学資金	高等学校等(※1)	10名程度	月額15,000円以内
	大学等(※2)	40名程度	月額30,000円以内
入学一時金	令和7年4月以降の入学者で学資金の貸与を受ける方のうち希望者	100,000円以内で希望する額 ※初回貸与時(4月末)に貸与月額とあわせて貸与	

※1 高等学校、高等専門学校・専修学校1～3年生

※2 大学、短期大学、大学院、各種専門学校等、高等専門学校・専修学校4～5年生

## 3 貸与期間

奨学生採用時から正規の修学期間(休学期間等は貸与不可)

## 4 貸与方法

毎月15日(土日祝の場合は直前の平日)に、奨学生本人名義の預金口座に振り込みます。

※4月の貸与のみ、4月末日の振り込みとなります

## 5 申請受付期間

令和7年1月6日(月)～2月28日(金)【土日祝を除く】

(受付時間:午前8時30分から午後5時まで)

※期日を過ぎて提出された書類については無効とみなし、申請者へお返すこととなりますので必ず受付期間内に提出してください

## 6 申請先

花巻市教育委員会学務管理課(花巻市石鳥谷町八幡第4地割161番地 石鳥谷総合支所2階)

学務管理課窓口へ直接持参のこと ※事情により郵送を希望する場合はご相談ください

7 申請書類

申請書類	様式及び注意事項		提出期限
奨学資金貸与申請書	様式①		令和7年 2月28日(金) 【厳守】
誓約書	様式② ※印鑑登録印を押印してください		
家庭状況書	様式③ ※本人及び家族の学年・年齢については、令和7年4月1日現在で記入すること		
承諾書	様式④		
学校長の奨学生推薦書	様式⑤ ※申請時在籍している学校が発行するもの（申請時に在籍している学校がない方は、直近在籍していた学校）		
履歴書	様式⑥		
受験票その他の受験を証するものの写し	令和7年4月1日以降に在籍予定である学校のもの。 （合格通知書の代わりに提出するものであり、追って合格通知書の提出が必要となります） ※ただし、受験校から受験票が届かないことにより、受験票の写しを期限内に提出できない場合には、本書類のみ、後日の提出で構いません。		
在学証明書※	※すでに在学中の場合のみ。受験票等（写）は不要		
同一世帯員の所得に関する証明書等（写）	給与所得がある場合	令和6年分の源泉徴収票	
	事業所得等がある場合	令和6年分の確定申告書又は令和6年分の市民税・県民税申告書	
	年金所得等がある場合	令和6年分の公的年金等の源泉徴収票、無い場合は最新の年金額改定通知書又は最新の振込通知書	
	失業中で雇用保険を受給している場合	雇用保険受給資格者証	
	収入がない場合	資料添付不要 ※家庭状況書にその旨記入	
	障がいのある人がいる場合	障害者手帳または療育手帳	
	その他 (いずれかに該当する場合は事前にご相談ください)	長期に療養を要する人がいる場合、主として家計を支えている人が別居している場合、火災・風水害または盗難等の被害を受けた場合	
連帯保証人の印鑑証明書			
花巻市奨学金返還補助金申込書	様式⑦ ※補助金利用予定者のみ		
合格通知書の写し	申請時に未提出だった方のみ		令和7年 3月28日(金) ※内定通知が届いた後に提出
奨学金振込先口座届	様式⑧ ※市内の金融機関（銀行・農協・信金等）の本人名義の口座に限る		

(1) 申請書類は次の方法で入手が可能です。

- ・市役所窓口で受取（教育委員会学務管理課、本庁市民登録課、大迫総合支所市民サービス課 東和総合支所市民サービス課）
- ・花巻市ホームページ（<http://www.city.hanamaki.iwate.jp/>）からダウンロード  
トップページ > 子育て・教育 > 教育委員会 > 奨学金制度・就学支援 > 奨学金制度 > 令和7年度花巻市奨学生新規募集のお知らせ

(2) 所得に関する証明書等は令和6年分（令和6年1月～令和6年12月分）が必要となります。

- ・税申告の受付期間は例年3月中旬まで行われておりますが、本申請の受付期限は2月末までとなります。同一世帯内に税申告を行う方がいる場合は、本申請の期限前に申告手続きを行い、申告書の写しを提出していただくようお願いします。

※「令和6年度所得証明書」は令和5年分の証明ですので本申請の添付書類にはなりません

(3) 連帯保証人は貸与申請者の「父母又はこれに代わる者」となります。

- ・父母以外の方で連帯保証人となることが可能か確認したい場合などは、学務管理課へお問合せください。

## 8 選考について

(1) 選考方法

申請資格を備え、かつ申請者の世帯の1年間の認定所得金額が収入基準額以下である方に対し、修学困難の程度について総合的に判断し、採用を決定します。（認定所得金額の算定方法および収入基準額については別紙「認定所得金額の算定方法・収入基準額」参照）

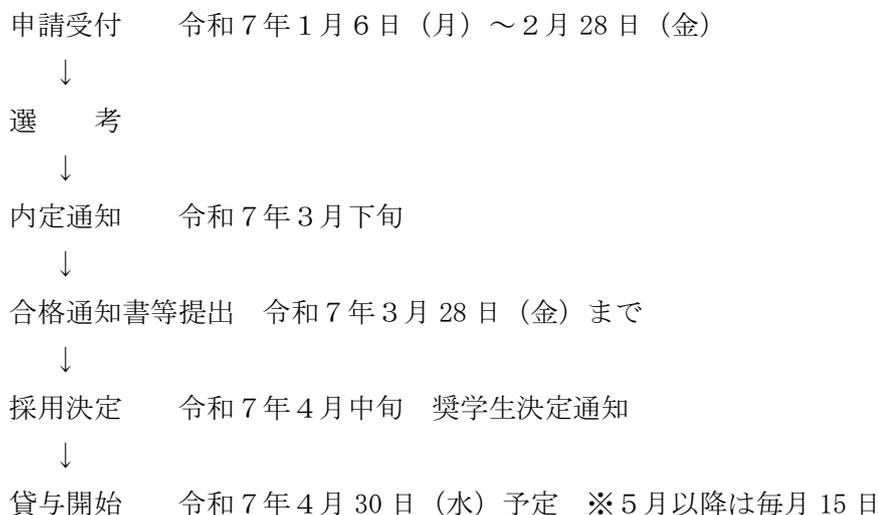
(2) 採否の通知

内定通知・・・3月下旬に送付

奨学生決定通知・・・4月中旬に送付

※不採用となった方については、通知と一緒に申請書等を返却します。なお、採用された方の提出書類はお返ししませんので、ご了承ください

### 【申請から貸与開始までのスケジュール】



## 9 採用決定後の貸与継続手続きについて

採用決定となった場合、奨学生の資格に欠ける事由（中途退学等）がない限り、最短修学期間内において、在学卒業まで貸与を継続することができます。ただし、毎年度、新学年の在学証明書の提出等による継続貸与のための手続きが必要となります。（教育委員会より年度末に必要な書類を送付します）

## 10 返還について

項目	説明
利 子	無し
返 還 額	全額
返 還 開 始 日	貸与終了後（卒業もしくは退学・貸与辞退等による）の翌月 または貸与終了月から6か月経過後
返 還 方 法	年賦・半年賦・月賦のいずれかで口座振替
返 還 期 限	返還開始日から15年以内 ※繰り上げ償還も可
そ の 他	進学、災害または傷病、その他やむを得ない事情がある場合は、相当期間返還を猶予することができます。

## 11 返還補助について

花巻市奨学金返還者のうち、次のそれぞれの補助金の要件に該当する方に対し返還金の半額の補助を行っています。申請時点で、貸与終了後に補助金を活用することをお考えの方は、貸与申請書と併せて「花巻市奨学金返還補助金申込書」を提出してください。

### ふるさと保育士確保事業補助金

市内の認可保育所等（公立を除く認可保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認定こども園）で児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士として勤務する方

### ふるさと奨学生定着事業補助金

大学等を卒業後、市内に住所を有している方

### 介護人材確保事業補助金

奨学金の返還期限を5年以上とし、新卒で市内の対象介護サービス事業所等に就職し、対象資格に基づく業務に5年以上継続して従事する予定の方（補助期間は、最大60か月間となります。）

### 周産期医療確保対策事業費補助金

市内の産科医療機関に1週間のうち3日以上勤務し、かつ1年間以上勤務することを条件に就職した産科医師の方または同一の産科医療機関に3年以上勤務する意思があり市内の産科医療機関に就職した助産師・看護師の方（産科医師は就職した日から起算して1年以内の方。助産師または看護師は就職後2か月以上1年以内の方。ただし、花巻・北上・遠野市及び西和賀町内の産科医療機関で産科医師、助産師または看護師として産科に勤務していた場合は、退職後3か月を経過していること。看護師は、産科医療機関で1年以上看護経験があること。補助期間は、最大で36か月間となります。）

花巻市の奨学金事業は、事業に賛同する多くの方々の寄附金を原資に積み立てた花巻市奨学基金および奨学金貸与終了者からの返還金で運用しており、卒業した奨学生からの返還金が次の世代の奨学金として使われます。返還に無理が生じないよう、熟慮のうえ申請いただくようお願いします。

花巻市教育委員会事務局 学務管理課  
〒028-3163 花巻市石鳥谷町八幡 4-161  
Tel 0198(41)3144